

災害時における応急仮設住宅の建設用木材確保に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、山梨県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設用木材確保について、山梨県（以下「甲」という。）、山梨県森林整備生産事業協同組合（以下「乙」という。）、一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「丙」という。）、山梨県森林組合連合会、南部町森林組合、甲斐東部材産地形成事業協同組合（以下「丁」という。）が相互に協力することにより、住宅の供給体制を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するものをいう。

(木材の販売)

第3条 甲は、丙から住宅の建設用木材の販売要請を受けたときは、可能な範囲内において、丙に県有林材を販売するものとする。

(木材の伐採・搬出)

第4条 乙は、甲から住宅の建設用木材確保への協力要請を受けたときは、県有林材を伐採及び搬出するなど、住宅建設に必要な協力を行うものとする。

(木材の使用)

第5条 丙は、この協定に基づき甲から販売された県有林材を住宅の建設に使用するものとする。

(木材の集積・引き渡し)

第6条 丁は、甲から住宅の建設用木材確保への協力要請を受けたときは、県有林材を集積し、引き渡すなど、住宅建設に必要な協力を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は平成30年12月26日から施行する。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月26日

(甲) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

(乙) 山梨県甲府市徳行四丁目11番20号
山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長

(丙) 東京都中央区八丁堀三丁目4番地10
京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長

(丁) 山梨県中央市極楽寺1214番地
山梨県森林組合連合会
代表理事会長

山梨県南巨摩郡南部町内船7754番地1
南部町森林組合
代表理事組合長

山梨県大月市初狩町中初狩字近ヶ坂3274番地の2
甲斐東部材産地形成事業協同組合
代表理事
